

## 杉並区指定管理者制度導入指針

- 1 公の施設については、「検討の視点」に基づき、総合的に検討した上で、導入の是非を決定していくものとする。

### < 検討の視点 >

検討に当たっては、以下の視点から、施設ごとに検証するものとする。

- ・ 民間事業者のノウハウ（発想や経営努力）を幅広く活用できること
- ・ 利用時間の延長など、公的施設への区民の多様なニーズに対して、より効果的な対応が期待できること
- ・ 条例の範囲内で指定管理者が料金を設定し、自らの収入とすることが可能であること
- ・ 経営上の工夫によりコストの削減を図ることが可能であること など

- 2 具体的には、下記のとおり、「現在管理委託を行っている公の施設」、「現在業務委託を行っている公の施設」の別により、導入の是非を決定する。

#### (1) 現在管理委託を行っている公の施設

施設の置かれている現状を踏まえ、民営化できるものは民営化した上で、引き続き区の施設として運営を行うものについては、下記の考え方に基づいて導入の是非を決定する。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が認められ、受託者が限定されない種類の施設は、原則公募により指定管理者制度の導入を図る。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が認められるが、これまでの経緯や区民団体等との関係などの理由から、受託者が限定される種類の施設については、公募によらず指定管理者制度を導入することも可とする。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が大きく見込めないものについては、直営方式(業務委託)を選択することも可能とする。

(2) 現在業務委託を行っている公の施設

現在業務委託を行っているものについては、下記の考え方に基づいて検討を行い、順次導入を進める。

「指定管理者制度を導入することによる効果」が、現行の業務委託方式による効果よりも、大きいと見込まれる施設は、(1)の考え方に基づき、指定管理者制度の導入を図る。なお、導入の時期については、検討の結果「導入することによる効果」が認められた時点で行うものとする。

「指定管理者制度を導入することによる効果」と現行の業務委託方式による効果に差がないと見込まれる施設については、現行のまま、直営方式(業務委託)を選択することも可能とする。

3 指定管理者制度を導入した後においても、区民サービスの質的な向上に資するかどうか、成果について定期的に評価を行い、必要な見直しを行うものとする。